



燃料油価格抑制の仕組み



○緩和措置期間中、全国平均ガソリン価格が1リットル170円(※1)を超えた場合、1リットルあたり5円を上限として、燃料油元売りに補助金を支給します。

※1:支給開始後4週間は170円、翌4週間は171円、翌々4週間は172円、さらに次の4週間は173円。

○消費者に直接補助金を支給する制度ではありません。また、直接小売価格を今よりも安くする制度ではありません。

燃料油販売業者の皆様へ

本施策が有効に機能していることを検証するため、
価格モニタリング調査にご協力いただける
燃料油販売業者を募集しています。

協力内容

毎週月曜日に、ガソリン・軽油・灯油・重油の販売価格の表示を
写真に撮って、以下のサイトにアップロードをお願いします。

(貴店で扱っている燃料油だけで結構です。)

協力期間:協力開始日～令和4年3月31日まで

特典

コロナ下における燃料油価格激変緩和対策の特設サイトにおいて、
「協力販売店舗」として、貴店名、住所を公開させていただきます。

※貴店にアップロードいただいた価格を公表することはありません。
アップロードいただいた情報は価格モニタリングにのみ活用させていただきます。

協力販売店舗の登録・価格写真のアップロードは
<https://shinsei.nenryo-gekihenkanwa.jp>



本件に関するお問い合わせは
燃料油価格激変緩和対策事務局

☎ 0120-476-060